

「北海道地域医療構想」（素案）への意見提出をしました

一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会

会長 関 建久

2014年（平成26年）6月に成立した「医療介護総合確保推進法」の制定により、都道府県は、地域における将来の医療提供体制を示す地域医療構想を策定することとなりました。これに伴い、医療のあり方や人口構造の変化に対応し、今後必要となるリハビリテーションや在宅医療の確保など、バランスの取れた医療提供体制を構築することを目指して、医療計画の一部として平成28年12月22日に「北海道地域医療構想」が策定されました。

この北海道地域医療構想に対するパブリックコメントの募集が平成28年9月に開始され、当協会は団体として意見提出を行いました。

当協会が提出した意見は、①当協会が実施した医療区分1の入院患者の退院の可能性についての調査結果も医療需要の検討の際を参考にして欲しい。②地域包括ケア推進に係る医療ソーシャルワーカーの参画や地域活動への有用性を奨める記述をして欲しい。③在宅医療と介護の連携促進に掲げる職種に「医療ソーシャルワーカー」を盛り込んでほしい。などを要望いたしました。

この募集には16の団体から、延べ129件の意見提出があったようです。詳細は「地域医療構想（素案）道民意見募集」でご検索ください。募集結果がご覧いただけます。

当協会の意見提出の結果、上記①は意見を参考にさせていただきました。②と③については意見に対する道の考え方として以下の回答がいただきました。「医療と介護の連携については、関係者の橋渡しをする場を作り、具体的な課題を共有して、地域のルールづくりなどの取組を協調しながら実施していく必要があることから、ご意見を踏まえ、第4章にある「在宅医療と介護の連携促進」に記載する多職種の連携に「医療ソーシャルワーカー（MSW）」を追記されました。これは意見募集の結果「意見を受けて素案を修正したもの」の7件のうちの1件となり、意見提出の成果と受け止めています。全道で会員の皆さんが地域包括ケア推進に関わって頂いている活動の成果として大変誇らしく感じました。

今回の意見提出にあたっては理事を初めとした会員の皆様へも意見を求めました。このように大きな制度設計が実施される場合、広く国民や道民に対し意見が求められます。当協会もこのような情報をいち早くキャッチして、迅速に対応してまいります。

2017年1月29日